毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

佐伯印刷株 (定価 箇年 三万八千八百八十円)

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。 次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。 知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間 知事許可漁業の制限措置及び許可又は起業の認可の申請期間 令和四年度大分県立農業大学校農学部の学生募集…………… 土地区画整理事業の終了認可………………………………七 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請………………………………… 大分県告示第四百十八号 2 1 瀬戸内海環境保全特別措置法 申請の概要 令和三年六月十一日 特定事業場の所在地及び名称 東京都新宿区新宿四丁目三—二十三 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 別府市大字野田二十二 次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果 株式会社 ゆとりろ別府 代表取締役 告 〇 告 ワールドリゾートオペレーション 田 示 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、 克 示 大分県知事 広 (棒受け網漁業) ………五 (小型機船底びき網漁業) 六 令 瀬 月 二 一 五 和 十 \equiv 勝七 号 年 日 <u>:</u> 貞 曜日 (金) 状態 等の 汚染 汚水 の値 汚水等 工 主 構 能 処 種 使 使 使 工 工 能 種 3 4 日 事 用 事 事 生物化学的酸素要求量 大 ŋ 窒 浮 化 水 項 用 設置される特定施設の種類 汚水等の処理の方法 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三 用 学 0) 当 入浴施設 素 着 開 完 着 0) 腸 素 遊 ん 的 要 理 た イ 手 \mathbb{H} 始 成 手 時 酸 季 当たり ŋ 物 菌 含 含 才 予 素 予 予 予 0) ン 節 要 間 質 定 群 有 有 定 定 定 濃 使 寸 方 求 0) 的 年 量 年 年 年 量 度 目 数 量 量 量 用 間 変 月 月 月 mg mg mg mg mg 時 月 個 単 単 m³ 間 日 法 造 力 式 類 動 隔 日 日 日 力 類 l l ℓ l l 位 日 cm³ 位 既設 接触ばっ気方式+三次処理 生物化学的処理 なし 連続 許可後 ○ <u>=</u> <u>m</u> 縦一二・二m×横九・六m×高さ三・九七 入浴施設 F R P 製 一時間 一〇五人槽 五. · 通 通 八~八 常 常 000 三基 Ŧī. 五〇 <u>Fi.</u> 基 0 $\overset{\bigcirc}{:}$ 0) 0 六 値 値 五. • 最 最 八~八 00 1100 100 大 大 八〇 五. 0) \bigcirc 0) ·六 m 値 六 値

令和三年六月十一日

大分県報 (告示)

IX.		IX.		IX.				
用	日	ш		用		事		
の	当	用		開		完		
季	たり	時		始		成		
節	の	HH		予		予		
的	使	間		定		定		
	用	間		年		年		
変	時			月		月		
動	間	隔		日		<u></u> 田		
なし	二四時間	連続		既設		既設		令和三年六月十一日
=		1	クルド) ;	しけ態	and i	汚染	
事前	大	ŋ		窒	Ī	浮	Ī	
評価	腸	ん		素		遊		大分
に関す	菌	含		含		物		分県報
うる事	群	有		有		質		(告示)
量の								
縦覧	数個	量 mg		量 mg		量 mg		
期間	個 cm³	/ (/ l		
及び	CIII	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>		
する書面の縦覧期間及び縦覧場所	三、〇〇〇以下	ニ・七		四・一		四・三		
	111, 000	五・一		二三・八		二一・六		11

使 使 工

1 縦覧期間

令和三年六月十一日から同年七月二日まで

2 縦覧場所

汚水

等

0)

日

当た

ŋ

0)

量

処理前

処理後

処理前

処理後 四一

 \vec{m}

日

Ŧī.

Ŧī.

四

単

位

通

常

0)

値

最

大

0)

値

使

大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

五・八・六 に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め 漁業について、大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第十一条第一項各号 等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網 第四十二条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法

令和三年六月十一日

の値 状態 汚染 等の 汚水

含 物

有 質

 ℓ ℓ ℓ

 \equiv \equiv

八〇

ŋ 窒 浮 化

 λ 素 遊 的

含

有

量 量 量

mg mg

 ℓ

_ O Ŧī.

Ŧī.

五

0

生

学

酸

素

要

求

量

mg mg

mg

五〇 <u>Fi.</u>

00

四五. £ī. ○

一物化学的酸素要求量

 ℓ

100

 $\overline{}$ $\frac{\circ}{-}$

五

Ŧi.

100

五五

水

素

イ

オ

ン

濃

度

五・八・六

五・八・六

五 ~八 八 六

項

目

単

位

通

常

値

最

大

0)

値

処理前

処理後

処理前

処理後

大分県告示第四百十九号

汚水

水 項

素

オ

ン

濃

度

五・八~八・六

Ŧī. 最

・八~八・六

0)

値

四・八

目

単

位

通

常

0)

値 Ŧī. 値

生物化学的酸素要求量

学

的

酸

素

要

求

量

mg mg

l ℓ

九・六

七・三 排

水

 \Box

名

No. 1

日

当

た

ŋ

0)

排

出

水

量

 \vec{m}

日 位

六九・

単

通

常

0)

最

大

0)

値

八八八

5

排出·

水の量及び汚染状態の値

大

腸

菌

群

数

個

cm³

三

以 下 ()

 \equiv

000

大分県知事 広

瀬 勝 貞

		小機底き漁型船び網業	漁の類業種	
手繰第3種なまこ	手繰第3種なまこけた網漁業	手繰第2種こ 業 網	漁業種類	
定めなし	定めなし	1) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	許可等をすべき 船舶の数	
3トン未満	3トン未満	5 トン 来 讃	船舶の総トン数	
定めなし	定めなし	48キロワット (15) 以下	推進機関の馬 力数(旧漁船 法馬力数)	
共第34号の共同漁業権の漁場区域内	共第33号の共同漁業権の漁場区域内	津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から90度(磁針方位)の線と佐伯市潜江深島頂上から90度(磁針方位)の線と佐伯市潜江深島頂上から90度(磁針方位)の線との間の海域であって、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域並びに次のリ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ及びレの各点を順次に結んだ線以内の海域を除いた大分県海域 イ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点ロイの点から90度(磁針方位)の線と津久見市保戸島高甲岩と佐伯市大入島唐船鼻中佐伯市大入島唐船鼻中佐伯市今年島頂上とを結んだ線との交点の野崎鼻と佐伯市衛見自埼と南市鶴見自埼年の佐伯市鶴見宇土鼻中市鶴見宇土鼻中衛と同市鶴見高手島頂上とを結んだ線との交点の音手島頂上を付出て線見高手島頂上とを結んだ線との交点の音手島頂上を付出て線見売り場頂上とを結んだ線との交点の方式を伯市鶴見先ノ瀬頂上時位市線見先ノ瀬頂上の佐伯市鶴見先ノ瀬頂上の大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点と分分県と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点と分分原と宮崎県との最大高潮時海岸線による境界点	操業区域	制 限 措 置 (規則第11条関係)
10月1日から	10月1日から 翌年の3月31日 まで	1月1日から 12月31日まで	漁業時期	
当該共同漁業権の	当該共同漁業権の 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	佐伯市(弥生、本 匠、守日、直川及 び講江を除く。) に住所を有する者	漁業を営む 者の資格	
周年	周年	令 令	申請期間	

令和三年六月十一日

]							
	当該共同漁業権の 1日 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 な設めた者	10月1日から 翌年の3月31日 まで	共第37号の共同漁業権の漁場区域内	定めなし	3トン未満	定めなし	手繰第3種なまこ けた網漁業
共具業め	当該共同漁業権の 1日 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	10月1日から 翌年の3月31日 まで	共第36号の共同漁業権の漁場区域内	定めなし	3トン未満	定めなし	手繰第3種なまこけた網漁業
共具業の	当該共同漁業権の 1日 組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者	10月1日から 翌年の3月31日 まで	共第35号の共同漁業権の漁場区域内	定めなし	3トン未満	定めなし	手繰第3種なまこけた網漁業
組合員行使権者又 は漁業権者が操業 を認めた者		翌年の3月31日 まで					けた網漁業

備兆

- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 申請期間の欄の「周年」とは、5に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- よることとされる船舶の推進機関に適用する。 「日漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例に
- この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- この告示に係る許可の有効期間は、以下のとおりとする。 「手繰第2種こぎ網漁業」

許可通知日から令和3年8月31日まで

「手繰第3種なまこけた網漁業」 令和3年9月1日から令和8年8月31日まで

大分県知事	大分県告示第四百二十号 ・
広瀬勝	是び許可又は起業の認可を申請すべいに掲げる棒受け網漁業について、同実施するため、大分県漁業調整規則実施するため、大分県漁業調整規則

令和三年六月十一日

大分県報 (告示)

Ŧī.

六

棒ン漁み網楽	の種	漁業
いか棒受け網漁業	漁業種類	
37隻	許可等をすべき 船舶の数	
5トン未満	船舶の 総トン数	
定めなし	推進機関の馬 力数	
大分県佐伯市上浦蒲戸埼から真方位90度の線及び宇土埼突端から大分県佐伯市溝江深島西端を結んだ直線及び大分県佐伯市蒲江 深島東端から真方位83度35分の線との間の大分県海域。 ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	操業区域	制 限 措 置 (規則第11条関係)
8月1日から9月30日まで	漁業時期	
佐伯市(弥生、本 令和3年 匠、宇目及び直川 6月11日 を除く。)に住所 から同年 を有する者 7月11日	漁業を営む 者の資格	
令和3年 6月11日 から同年 7月11日 まで	申請期間	

備兆

2

- 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- この告示に係る許可の有効期間は、令和3年8月1日から同年9月30日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。

・ 1 :			令和三年五月三十一日	六 終了認可の年月日	令和二年一月十七日	五 施行認可の年月日	臼杵市大字市浜字坪井迫及び臼杵市大字戸室字小野の各一部	四 施行地区	令和二年一月十七日から令和三年五月三十一日まで	三 事業施行期間	臼杵市久保第三土地区画整理事業	二 土地区画整理事業の名称	安達京子	馬 締 サツキ	馬 締 和 久	馬 締 尚 久	馬締孝弘	上 田 由希子	馬 締 芳 文	樋田請子	馬締光則	馬締順次	一 施行者の名称又は氏名	大分県知事 広 瀬 勝 貞	令和三年六月十一日	り土地区画整理事業の終了を認可した。	土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十三条第一項の規定により、次のとお	大分県告示第四百二十一号	
	1 受験票 1 受験票 1 で	━━ 入学願書に次の書類及び入学考査料(二千二百円)を添えて大分県立農業大学校に提出	九 出願手続	一科目選択	選択科目 生物基礎、コミュニケーション英語I(英語I)、農業と環境のうちから	必須科目 国語総合及び数学Ⅰ	2 一般入学試験	必須科目 小論文及び数学 I	1 推薦入学試験	八筆記試験の科目	2 面接試験	1 筆記試験	七 試験方法	2 一般入学試験	1 推薦入学試験	六 試験区分	2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条の規定に該当する者	1 高等学校を卒業した者及び令和四年三月卒業見込みの者	次のいずれかに該当する者	五 受験資格	年額 十一万八千八百円	四 授業料	五千六百五十円	三 入学料	二年	二 修業年限	お 六十人	一募集定員	大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年六月十一日

3 写真(最近三箇月以内に撮影した無帽・正面・上半身で縦四㎝×横三㎝のもの)二葉

大分県報(告示・公告)

貞

十四四 十三 十 二 + + 二)にすること。 2 1 2 1 2 1 7 6 5 4 受験についての問合せは、大分県立農業大学校教務課(電話○九七四―二二―七五八 願書受付期間 する。 豊後大野市三重町赤嶺二千三百二十八番地一 は同日の消印のあるものまで受け付ける。 日の消印のあるものまで受け付ける。 及び宛名を明記し、 その他 合格発表 試験場所 試験期日 推薦入学試験 令和三年十二月二十四日(金)正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人宛て通 令和三年十月二十二日 推薦入学試験 令和三年十月十九日(火)午前九時二十分から 令和三年十一月二十二日 令和三年九月二十二日 推薦入学試験 返信用封筒(定形長形三号封筒に四百四円分の切手を貼り、受験者の郵便番号、 推薦書(推薦入学試験受験者のみ必要) 履歴書(令和二年度以前に高等学校等を卒業した者のみ必要) 健康診断書(令和二年度以前に高等学校等を卒業した者のみ必要) 、裏に氏名を明記すること。 令和三年十二月二十一日 一般入学試験 大分県立農業大学校 一般入学試験 一般入学試験 「農学部入学試験受験票在中」と朱書きすること。) (水)から同年十月六日(水)まで。ただし、郵送の場合は同 (金) 正午に大分県立農業大学校で行うとともに本人宛て通知 (火) 午前九時から (月) から同年十二月六日 (月) まで。ただし、郵送の場合 住所 四 六 Ŧī. 七 次のとおり落札者等について公示する。 契約の相手方を決定した手続 落札金額 落札者の氏名及び住所 落札者を決定した日 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札に係る物品等の名称及び数量 千七百三十八円(一箱当たり) 大分市大手町三丁目一番一号 予定数量 再生PPC複写紙 令和三年二月十六日 大分市花津留一丁目十三番三号 大分事務器株式会社 令和三年四月一日 大分県会計管理局用度管財課 令和三年六月十一日 一般競争入札の公告をした日 般競争入札 一万九千六百八十箱(一箱 二千五百枚) A4 (年間単価契約) 代表取締役 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) 安 達 大分県知事 茂 広 瀬 勝